

議案第50号

北上市消防団条例の一部を改正する条例

北上市消防団条例（平成3年北上市条例第165号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後			
別表（第14条関係）			別表（第14条関係）			
区分		支給金額	区分		支給金額	
年報酬	団長	円 <u>160,000</u>	年報酬	団長	円 <u>178,000</u>	
	副団長	<u>103,000</u>		副団長	<u>121,000</u>	
	分団長	<u>81,000</u>		分団長	<u>98,000</u>	
	副分団長	<u>61,000</u>		副分団長	<u>77,000</u>	
	部長	<u>57,000</u>		部長	<u>72,000</u>	
	班長	<u>31,000</u>		班長	<u>45,000</u>	
	団員	<u>24,000</u>		団員	<u>36,500</u>	
業務別報酬	出動（1回）	<u>2,500</u>	業務別報酬	出動（1回）	<u>4時間以内</u>	<u>2,500</u>
				<u>4時間を超え7時間まで</u>	<u>5,000</u>	
				<u>7時間を超えたとき</u>	<u>8,000</u>	
	訓練（1回）	<u>2,500</u>		訓練（1回）	<u>4時間以内</u>	<u>2,500</u>
				<u>4時間を超えたとき</u>	<u>5,000</u>	
	警戒（1回）	<u>2,500</u>		警戒（1回）	<u>4時間以内</u>	<u>2,500</u>
<u>4時間を超えたとき</u>			<u>5,000</u>			

[略]	[略]
備考 <u>出動、訓練又は警戒の従事時間が4時間を超えたとき</u> <u>の業務別報酬の額は、1回につき5,000円とする。</u>	
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年12月2日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

消防団員の処遇改善を図るため、消防団員の年報酬及び業務別報酬の額を改正しようとするものである。